

# 建設委員会記録

開催日時 平成28年9月1日(木) 10:02~10:59

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長  
田尻 匠 副委員長  
井岡 正徳 委員  
大国 正博 委員  
清水 勉 委員  
岩田 国夫 委員  
太田 敦 委員  
国中 憲治 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長  
金剛 まちづくり推進局長  
西川 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 平成28年度主要施策の概要について

<質疑応答>

○乾委員長 それでは、ただいまの説明またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○太田委員 1点質問いたします。

平群町におけるメガソーラーの建設についてです。新聞でも報道されましたが、平群町のローズタウン若葉台隣接地に2メガワットの太陽光パネルを設置するメガソーラー建設、事業主は太陽設備というところですが、進められようとしております。この地区は、土地開発の第2開発予定地だったものの、開発会社の倒産などによって18年間放置され、雨が降るたびに土砂流出が問題になっていた地域ということです。事業主である太陽設備は、3月に計画を県と町に説明したということですが、隣接の住民には何の説明も行わず、

5月に重機を入れて測量のための伐採などをしてきたということです。7月に住民説明会が開催されましたが、一方的にこの事業概要を説明するだけということでした。当該自治会では反対決議が上がるということで、自治会は8月に県に開発行為を許可しないこと、そして第一種低層住居専用地域にふさわしい環境保全を求める要望書を提出されております。そして、太陽設備にも誠実な対応を求める要望書が提出されております。

再生可能エネルギーの普及は推進されるべきだと私も思いますが、住環境を破壊してこうしたメガソーラーが建設されるのは、問題だと思っております。太陽光発電施設の開発を制限する法律や条例が整備されていないため、県は条件を整えば開発許可を出さざるを得ないということです。

そこで、ここは建設委員会ですので1点質問したいと思っておりますが、排水放流同意書の提出が条件の中に入っているのかどうか、この点についてまず1点お伺いをいたします。

**○武田建築課長** 宅造許可申請については、県建築課は本年6月24日に受け付け、審査を行った後、7月22日に排水施設平面図等を添付することの補正通知を行いました。補正は行われていない状況です。お尋ねの排水放流同意書については、原則として申請区域から最初に放流される水路管理者の同意書を求めており、これが添付されなければ許可できないこととなります。

なお、水路管理者は、水路によって水利組合、市町村、自治会などのケースがあります。以上です。

**○太田委員** 平群町のメガソーラーが建設されようという地域の排水放流同意書が要ということでしたが、第1放流先の同意書ということでした。先ほど水利組合や市町村、いろいろあるということでしたが、この場合はどこが第1放流先になるかは、県でつかんでおられますか。

**○武田建築課長** 先ほども申したように、補正を求めており、現在、排水計画の図面が添付されていない状況です。したがって、詳しい審査ができかねており、どこの部分が第1放流先になるかは、現在把握しておりません。以上です。

**○太田委員** そこまでいっていないということですね。わかりました。

住民説明会があったということなのですが、その中では、土砂の流出の心配にどう応えるのか、盛り土した土地に無筋コンクリートの土台で大丈夫か、太陽光による気温上昇やノイズの影響がないのかなど、住宅から5メートルしか離れておらず、影響は必至なので、せめて植樹してほしいなど、いろいろな質問や要望が出されたということなので

す。そのときに担当者から回答するという返事があったのですが、その後何も返事がなく、結果的にはこの説明会、第2回目はもう開催しませんということです。住民の方々の同意がなく、許可さえ通れば進められるとなると、これは非常に問題だと考えております。

そこでもう1点質問したいのですが、この太陽光発電施設の開発を規制する法律や条例が整備されていないために、県も条件が整ったら開発許可を出さざるを得ないということですが、太陽光発電施設の開発を規制する法律や条例は現在どのようになっているのでしょうか。

○武田建築課長 先ほど来ご質問があったように、宅造許可申請書の内容を通して、土地の防災の観点等から技術基準を審査する立場です。したがって、太陽光発電施設の全般的な規制については、今把握はしておりません。以上です。

○太田委員 このような施設ができる際に、結果的に建築課での許可がクリアされれば開発許可を出さざるを得ないということです。そこにはさまざまな問題もあろうかと思えます。その辺の条件整備を、住民の皆さんも同意できるような形をとるべきだと思いますので、その点もぜひ検討をよろしくお願いします。以上です。

○清水委員 1点だけご回答いただきたいと思うのですが、昨日、一昨日、北海道で台風10号によって非常に大きな被害が出ております。昭和57年の大水害を契機にいろいろな取り組みを奈良県でもやったわけですがけれども、昭和57年の災害以降、もう34年を経過、35年目を迎えようとしています。そのような中で、奈良県だけではなく、各市町村全てが技術者の不足に悩んでいる。そういうこともあって、今般、奈良県・市町村土木職員採用共同試験をされております。これによって技術職員の確保を今後ともやっていこうということでもあります。

そのような中で水道事業は、県営水道最適化案の中で広域化に臨んで今やっていただいているわけなのですが、昨年の5月に下水道法が改正をされております。複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた協議の場を設けることが可能になったわけですが、これに基づいて現在連携して協定をされているのは大阪府富田林市周辺の地区だけなのですが、いずれにしても、先般の大災害を見ており、知識の集約、あるいはその継承が非常に大切だと改めて思いました。

下水道も、例えば今、磯城郡や北 城郡部で取り組まれている広域に向けた水道の取り組み、当然のことながら上水道を使えば下水道に流れますので、一体的な今後の水道事業としての経営を各市町村がさまざま考えられているわけですがけれども、先ほど申したよう

に、その知識を継承することが非常に大切だと思います。水道にあわせて下水道は今後、広域化に向けたどんな取り組みをされるのか、その1点だけお教えいただきたいと思います。

○小西下水道課長 市町村の広域化というか、大阪府富田林市中心に協議会を立ち上げられたところですが。下水道事業においても、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や人口減少による料金収入など、経営が今後ますます厳しくなります。特に市町村においては、担当職員が少ない中で、老朽化する管渠の維持管理への対応が求められています。今後、下水道事業においても、スケールメリットを生かした業務の発注など、県全域で持ち合わせている人的資源、施設資源を市町村の行政の垣根を越えた取り組みとして効率的に活用する奈良モデル的に進めていく必要があるかと考えております。大阪府における協議会、立ち上げられたものもまた参考にして今後検討していきたいと思います。以上です。

○清水委員 本当に災害が起きてからということですか、下水道は、皆さんは汚水だけの対策と思いがちなのですが、内水対策も下水道で当然のことながら対策をしているわけです。今般、遊水地の整備も行われますけれども、遊水地の整備に準じて内水の対策も各市町村と連携をしてぜひともやっていただきたいと思っております。

災害が起きなければ、なかなかその対策ができないという問題もありますし、経営資源をどんどん活用していくためには、先ほど申しました、その知識をずっと集積して、長らく知識をつなぐということが最も大切だと思っております。現在、下水道事業も公営企業の法適化に向けて各市町村が取り組みをされている中で、今後、人をどのように確保するかという難しさが非常にありますので、ぜひとも今年度から来年度に向けて取り組みを進めていただきたいと思います。以上です。

○乾委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑は終わります。

これをもちまして本日の委員会は終わります。